

第4章 地域貢献活動と世代間交流が実現する「新たな高齢者の活躍の場＝コミュニティ・プラットフォーム」形成に向けた課題と施策の方向性

1. 地域貢献活動と世代間交流が実現する「新たな高齢者の活躍の場＝コミュニティ・プラットフォーム」形成に向けた課題

ここまでにみた本年度研究の取り組みを踏まえ、「新たな高齢者の活躍の場＝コミュニティ・プラットフォーム」形成に向けて解決すべき課題を整理すると、以下の4点になる。すなわち、

- (1) 運営主体の形成
- (2) 既存活動の連携と開放
- (3) 資源の効果的活用
- (4) 既存施策の弾力的運用

である。

以下では、上記4点の課題について内容を詳細にみていくこととする。

(1) 運営主体の形成

第2章で本研究として措定したように、「コミュニティ・プラットフォーム」の運営主体は「民間（NPO）」もしくは「官民連携で民間（NPO）にイニシアチブ」という形態であることが望ましい。またこの場合、まずは地域内で活動基盤が確立している民間団体（NPO）で、コミュニティ・プラットフォームの運営主体としての条件を満たしているものを「発見」し、行政がここの自立性を前提にコミュニティ・プラットフォーム運営を託すことが望ましく、行政の運営主体に対する「育成」が必要とされるのは、地域内にコミュニティ・プラットフォーム運営を託すのに適切な「自立した」民間団体が存在しない場合のみと考えるべきであろう。

今回の研究の一環である「コミュニティ・プラットフォーム構築の実践的取り組み」では、群馬県桐生市の特定非営利活動法人桐生地域情報ネットワークが「運営主体」を担い、コミュニティ・プラットフォームの構築を試行的に推進した。同団体は法人格取得年（2001年）以前より、任意団体として約10年間にわたり、同地域において「ふるさとを、知り、残し、伝えながら未来の子供達が愛する桐生地域を創る」という活動に関する実績を残している。今回の「実践的取り組み」はプロジェクト全体の性格上、約半年で一定の成果を出すよう求められていたことから、「すでに活動の基盤ができている」とみなされる同団体に本研究のコンセプトを理解してもらい、協力を仰いだわけである。結果、既述のように

コミュニティ・プラットフォーム構築による一定の効果が検証されるに至ったが、コミュニティ・プラットフォームの「運営主体」形成は、同団体の例のように、「すでに活動の基盤ができてい」る団体を「発見」し、ここに資金面やノウハウ面の支援を実施していくことにより効果的に推進できるものであることも副次的に明らかになったと言える。ただ、実際には全国各地域に同団体のようなコミュニティ・プラットフォームの運営主体として相応しい能力（例えば高度なコーディネーション能力等）を保有した主体が存在しているとは限らない。また、地域によってはすでにある程度の実績がある主体が活動しているケースもあろうが、これらのすべてが「コミュニティ・プラットフォーム」の運営を担えるだけの力量を持っているとも限らない。

こうした場合、行政が、「コミュニティ・プラットフォーム」の担い手として民間団体を「支援」、「育成」しようと意図する可能性があるが、仮にこういうケースになるとしても、「行政がルールを敷き、走らせる」ことで「自立性を阻害する」のではなく、あくまで「民間が自立して走る」ことができるような支援を実施していくよう、十分な配慮をすることが必要である。

なお、現在、各地域を見渡すと、「地域密着型中間支援団体（*1）」、「ボランティアセンター（*2）」、「高齢者団体（*3）」などに代表される、今回本研究が定義した「コミュニティ・プラットフォーム」に近い機能を持つ団体等がすでに一定の成果を上げている場合が少なくない（「資料編6」も参照）。「コミュニティ・プラットフォーム」の形成に当たっては、それら既存の主体の弱い機能を補い、ネットワークしていなかった主体の間に、高齢者の社会参画を促進するのに有効なあらゆる連携を結び、新しい協働活動を創出する必要もある。

*1 地域密着型中間支援団体

中間支援団体とはNPO等の活動を支援するための組織で、一般的には「NPOセンター」、「NPOサポートセンター」などの名称で呼ばれることが多い。これらの組織には全国レベルで活動を展開しているものもあるが、ここでは県レベル、地域コミュニティレベルで活動している団体が相当する。

中間支援団体には、既存の市民活動団体が単独で発展してきたケースや、複数の団体が協働する形で（持ち回り等で）運営を担っているケースなどがある。団体におけるスタッフは、有給職員として雇用されているケース、無給のボランティアであるケース等、さまざまである。また、実際の活動拠点としては、運営主体自身が施設を貸借して利用している場合もあれば、公民館等の公共施設の管理運営を団体等が受託し一部を使用している場合もある。

*2 ボランティアセンター

ボランティアの支援組織として、社会福祉協議会が一事業として取り組んだことなどもあり現在では全国に広がっている組織である。近年、これらの組織は都道府県や市町村に設置されるケースも多く、テーマに限らずボランティア活動全般を支援するセンターから、「社会福祉分野」、「生涯学習」、「国際協力」等、特定テーマのボランティア

活動を支援するセンターまで、さまざまである。

組織におけるスタッフは、センターが都道府県や市町村のもとに設置されている場合は公務員が、社会福祉協議会が運営を担う場合はその職員が役割を担っている。

このような組織が実質的に機能しているかどうかは一般的に「担当するスタッフ」の資質、熱意に依拠することが多い。

* 3 高齢者団体

近年、高齢者自身が呼びかけあって、例えば「俳句の会」や「旅の会」、「パソコンを教えあう会」など、目的を同じくする個人が集まり設立した組織が増えてきた。このような組織のスタッフには、年金受給者層の高齢者が生きがいをもととして参画するという場合が多い。

特に目立つ傾向として、保有するコア機能として「パソコン技術の指導」を掲げ、「高齢者向けパソコン講習会」を自治体からの委託事業として受けている場合がある（シニアネットなどと呼ばれているケースが多い）。またパソコン技術を習得した高齢者同士がネット上で意気投合し、新たな趣味や学習のサークルを発足させたり、新たな事業起こしを目指したりするという動きもみられている。

(2) 既存活動の連携と開放

すでに上記(1)でみたように、各地域には、今回本研究が定義した「コミュニティ・プラットフォーム」に近い機能を持つ団体等がすでに一定の成果を上げている場合が少なくない。このような近接・既存機能等による実績を無視してむやみに「コミュニティ・プラットフォーム」を新たに形成することは避けねばならない。すなわち、「コミュニティ・プラットフォーム」がいかにかに有効な仕組みだとしても、そこに公的資金を投入して「ハコもの」を乱立させたり、そこを管理する法人を設立したりすることで、「コミュニティ・プラットフォーム」を無理やり形成し、これと上記団体等との役割のバッティングを生じさせたり、「なわばり争い」を生じさせたりすることは愚の骨頂であることは常に意識しておかねばならない。重要なのは、新たに「コミュニティ・プラットフォーム」の担い手となる運営主体が、まずは「地域が必要としているのに現状では足りない」部分を上にみるような諸団体における既存活動を「組み合わせる」ことにより地域ニーズを満たしていくところから始めることであろう。

実際、今回研究の一環として実施された「コミュニティ・プラットフォーム構築の実践的取り組み」においては、「運営主体」の特定非営利活動法人桐生地域情報ネットワークが「コミュニティ・アーカイブズの作成」や「多世代交流イベントの開催」に際して、地域情報や活動ノウハウの蓄積がある桐生市老人クラブ連合会と協働することで、活動の成功を導いている。また、同じく今回研究の一環として神奈川県で実施した「語り部養成講座（講演会の講師として活躍するための能力を高める講座）」においても、同地域での近接活動の実績がある神奈川県老人クラブ連合会との協働が事業実施に関して功を奏していることが指摘できる。

なお、地域活動は多種多様に展開されているが、少なからぬ活動において「活動の財源」、「活動の背景にある制度」、「活動の対象者」等の「しぼり（例えば、「〇〇市在住の方のための活動です」、「〇〇歳以上の方を対象とした活動です」等）」から、活動企画自体が排他性を抱えている側面があることも否定しきれない。これら多種多様な地域活動が同調することにより、活動企画が「ユニバーサル・デザイン化（*4）」されれば高齢者を含め、全ての参加者に新たな機会が提供可能となる。こうした意味において、既存の「しぼり」を解放し、すべての参加希望者に機会を開放するという工夫が必要となることは言うまでもない。

*4 ユニバーサル・デザイン

米国の建築家・工業デザイナー、ロン・メイスが提唱した概念で、障害、年齢、性別、国籍等、人が持つそれぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすくなることを前提に、製品、建物、環境等を、あらゆる人が利用できるようにはじめから考えてデザインする、というもの。

（3）資源の効果的活用

「コミュニティ・プラットフォーム」の運営主体が活動するにあたっては、①資金、②人材、③情報、④場所、といった多くの資源の存在が不可欠となる。以下では各資源別にその課題を概観していくこととする。

①資金

上記資源のなかでも特に運営主体からのサポート要望が強いと想定されるのは、運営資金の調達であろう。運営資金の調達先としては、個人、企業、助成団体、行政などがある。「コミュニティ・プラットフォーム」の運営主体の重要な条件は、第2章でみたようにNPO等の民間団体が自立性を保ちイニシアチブをとることであるが、このためには運営資金ができるだけ個人、企業、助成団体からの会費、寄付金、助成金、事業収入等でまかなわれることが望ましい。ただ、現実にはこれらだけで十分な資金を確保することはむしろ難しく、今回実施した「シンポジウム」でも指摘されたように、活動する個人や団体が「自腹」を切って負担している場合も少なくない。こうしたことを踏まえると、行政からの補助金、業務委託収入も効果的に活用するのが妥当だといえる。ただ、行政が資金調達先となる場合には、行政が民間団体の支援や育成を目的として補助金を支給する例や、行政が民間団体に公共の事業を委託（下請）する例があるが、こうした場合、行政側としてもその立場上、この民間団体に対する「完全に自由な活動」の保証は難しいこともあり、この結果、自立性を部分的に損なわざるをえない可能性が高くなることは否めない。

今回研究の一環である「コミュニティ・プラットフォーム構築の実践的取り組み」では、研究予算の一部を活用し、これを「運営主体」となったNPOが「本研究のコンセプトを

十分に理解した事業を推進すること」、「運営主体の責任者は本研究の研究会に必ず出席し、活動内容に関する報告を行うこと」、「指定された期限までに活動に関する報告書を提出すること」という条件を満たす以外は自由に利用していいという形態を採った。結果、短期間であるがため、今後の活動に向けた「新たな運営資金ルートの確立」までには至らなかったものの、期間限定の試行事業としての成果は十分にあげることができた。言い換えれば、「運営主体の自立性を前提とした運営資金は、コミュニティ・プラットフォーム構築に関して期待される成果をもたらす可能性の高い条件のひとつである」ことが明らかになったといえる。こうした運営資金の調達が可能となるためには、既存の補助金・助成金制度等の適用基準緩和が有効であろう（次節（４）既存施策の弾力的運用参照）。

ただし、上記にみるような活用領域の制限をあまり受けない性格を持つ運営資金の提供について留意すべきは、資金提供に先立ち「この団体であれば運営主体として適切である」という正確な判断がなされることが前提条件として不可欠だということである。今回研究では、前年度に実施した団体等ヒアリング調査やそれに伴う地域の諸状況把握等を通じて、「この地域で、こういう考えに基づき活動しているこの人物、この団体なら適切である」という、研究会の「定性的判断」に基づき資金提供が行われた。無論のこと、こうした「定性的判断」は「定量的判断」に比すると「リスクが大きい」との意見もあり、「税金を使う以上、失敗は許されない」という従来型の行政の発想にはなじまない側面もある。

以上を踏まえると、行政による「自立性を前提とした運営資金の提供」のための基盤整備に際しては、これまでの制度の運用拡大や新制度の新設を検討するなかで、とりわけ「運営主体の評価手法」をどのように確立していくかが問われることになることがわかる。（なお、こうした場合の運営資金については、各省庁における「新たな地域社会の構築に関する既存施策」の運用の範囲内で提供が可能かどうか、別途検討の必要がある。また、エコマネーやカードシステムによる寄付を通じた資源の有効調達の可能性も視野に入れておく必要もあろう。）

②人材

上記「資金」について運営主体からのサポート要望が高いと想定されるのは「人材」であろう。実際、既述のように、今回実施した「シンポジウム」で活動事例報告のあった「愛知県犬山市を拠点とする市民活動団体」から一様に課題として挙げられたのが、「人材」である。すでに第２章で定義したように「人材育成」は「コミュニティ・プラットフォーム」における重要な役割のひとつであるため、ここをいかに適切に機能させていくかは大きな課題のひとつである。なお、ここで「人材」という時には、a. 団体運営に関する知識、例えば経理・会計・法律等の知識に明るい「マネジメント人材」、b. 団体のメイン活動に携わる「活動スタッフ」の二側面がある。

a. マネジメント人材

まず前者の「マネジメント人材」であるが、前提条件として「コミュニティ・プラットフォーム」の形成にあたっては、運営主体たる団体にマネジメント能力を持った人材や経理、法務等の知識を有する人材がいることが不可欠だということがある。こうした人材は、団体内での育成はもとより、外部からの「即戦力」調達や、あるいは外部での研修等を経た人材を登用するなどの方法により確保されるものである。

団体内で人材を育成するためには行政や中間支援団体、大学等が主催する講座等を活用する方法があるが、現状は団体において十分な研修費用が確保できないことや、講座の開催情報、講座の担当講師に関する情報の整理が不十分であることなどから、必ずしも満足な育成は果たされていない面がある。こうしたことを踏まえると、講座受講関連費用の補助制度の整備や、今回研究の一環として作成されたような「講師データベース」の整備とこれらの有効活用のための仕組みづくり等が重要だということがわかる。

また、人材の調達については、例えば、大学生、企業就業者や経験豊かな企業OBである「高齢者」、行政職員等がNPO等の民間団体における活動やそこでのマネジメントを経験できる機会を増やすことが重要であろう。具体的には、インターンシップや出向受け入れなどが有効な方法であるが、これらに関する制度整備や周辺支援を充実させていけば、自ずと運営主体たる団体におけるマネジメント人材の調達も容易になるであろう。

b. 活動スタッフ

他方、後者の「活動スタッフ」である。第2章で、「コミュニティ・プラットフォーム」は、社会参画を望む個人すべてにそのきっかけを与える役割を担うものであるとしたが、翻って前年度調査では「社会参画意欲はあるものの、どうしたらいいのかわからない」という高齢者が少なくないことが明らかになっている。こうしたことを踏まえると、「コミュニティ・プラットフォーム」は提供サービスのひとつとして個人の社会参画を促すようなプログラム（何らかの社会貢献が可能となるような能力の向上を支援するようなプログラム）を整備する必要があることがわかる。コミュニティ・プラットフォームの運営主体における活動スタッフも、こうしたプログラムを通じて発掘・育成される可能性は高い。

今年度研究の一環として神奈川県にて実施された「語り部養成講座（講演会の講師として活躍するための能力を高める講座）」は、上記に該当するプログラムの一例として実践されたが、これは単なる「話法技術」講習にとどまらず、受講後、地域のリーダー的役割を果たすべき意識づけのための入門講座としての機能も担うことを志向し取り組まれたものである。結果、既に講座受講中にも地域の小・中学校からの依頼により「語り部」活動を始めたケースが複数報告されたのみならず、全講座終了後、受講生により自主的に複数の「活動グループ（単に講演の依頼を待つのではなく、自ら積極的に活動の場を開拓しようというグループ）」が形成されるに至った。

なお、当該取り組みがこうした成果を上げられたことには、単に「適切な講座が開催さ

れた」のみならず、「適切な受講者を集めることができた」面もある。すなわち、当該講座の講師担当者（複数名）は、すでに神奈川県下を中心に高齢者関連団体と深い関わりを持っており、受講者の大半は、講師担当者により日頃の活動や評判をもとに「芽のある人」としてある程度スクリーニングされたのちに、面接を通じ選定されているのである。「コミュニティ・プラットフォーム」の提供サービスが「すべての人に対して開かれている」べきものであることは言うまでもないが、これらを軌道に乗せるまでは、こうした配慮も有効であったという事実は指摘しておく必要があるだろう。

③情報

コミュニティ・プラットフォームの運営主体にとって必要な「資源としての情報」は、「運営主体自身の活動に役立つ情報」と「コミュニティ・プラットフォームに集う団体や個人の活動に役立つ情報」の2つに大別できる。

前者「運営主体自身の活動に役立つ情報」として代表的なものには、「他地域の類似団体の運営実態に関する情報」や「運営主体の活動をサポートする施策の情報」がある。これらについてはインターネットの普及・発展により、比較的入手しやすい環境が整ったといえるが、例えば「支援策一覧」のようなものを参照しても実際にそれが活用できるのかどうかという判断は難しい。こうしたことをふまえると、単に情報チャンネルの拡充・充実を図るのみならず、「どのような支援策をどのようにすれば活用できるか」ということに関する個別のコンサルテーション窓口や、類似団体の交流サイト等を設けることも有効だと考えられる。

他方、後者の「コミュニティ・プラットフォームに集う団体や個人の活動に役立つ情報」については、例えば「第3章2（3）NPOにおけるマネジメント能力向上支援」でもみたように、すでに地域の中間支援団体に相応の情報の蓄積があることから、こうした組織等との協働を視野に入れるべきであろう。

④場所

また、「資金」、「人材」、「情報」以外の面では「場所」という資源についても課題が多い。今回実施した「シンポジウム」で活動事例報告のあった「愛知県犬山市を拠点とする市民活動団体」から「会員相互の交流や研修を実施できる十分な拠点がないため、団体の活動の継続性、発展性にブレーキがかかっている」という指摘があり、また、前年度「中間報告」におけるボランティアセンターアンケートにおいて「（NPO等向けの）事務所や活動拠点の確保・整備」への注力が十分にはできない状況にあるという傾向が認められたことにも象徴されるように、NPO等の多くは活動のための物理的な「場（事務所や会議室）」の確保に課題を抱えている。

「コミュニティ・プラットフォーム」という仕組みはこうしたNPO等に対して活動の場を提供する機能を持つ仕組みであることはすでに第2章で定義したとおりであるが、こ

のことは、主に行政における既存の未利用施設等を「開放」することで十分に実現されるものである。

（４）既存施策の弾力的運用

「コミュニティ・プラットフォーム」形成には、高齢者が、その施策の主たるターゲットでなくても、高齢者の活動支援に活用することを許容するように、施策の目的や対象、適用の程度などを再編集し、全ての個人がいずれそのカテゴリーに組み入れられる高齢者の社会参画の機会を完全に、自由に、公平に、確保するのに有効な施策はすべて適用するものとし、施策の「ユニバーサル・デザイン化」をはかることが不可欠である。今回研究の取り組みの一環として実施した「既存施策のNPOへの適用可能性検討」（第3章 2.（3）NPOにおけるマネジメント能力向上支援）では、例えば中小企業向けの施策について、対象が「中小企業」であることが要件となりNPOにとっては活用しにくく、また、ベンチャー財団等の推薦を受けた個人が使える支援策も存在するが、技術審査が厳しいため活用しにくいということがわかっている（ただし、現行施策がNPOにとっては十分整備されているとは言えないことを踏まえ、産業構造審議会においてNPO部会を設置し、NPOを対象とした支援策に関する検討が開始されている）。また、厚生労働省（旧労働省）の施策では、総合的雇用対策の推進や、職業能力の開発・向上、多様な個性や能力を発揮できる環境の整備等を目的として講じられており、なかでも高齢者に関係するものとして、高年齢者共同就業機会創出助成金、継続雇用制度奨励金、高年齢者雇用環境整備奨励金、高年齢雇用継続給付などが存在するものの、NPOの立上げに活用できるものとしてめぼしいのは高年齢者共同就業機会創出助成金のみであった。

上記の事実は、これまでの施策が「誰を対象に」ということを厳格にしすぎてしまい、せっかくの施策が「使われにくい」ものになってしまっている、すなわちユニバーサル・デザインとは逆の方向を示してしまっていることの証左でもある。

2. 地域貢献活動と世代間交流が実現する「新たな高齢者の活躍の場＝コミュニティ・プラットフォーム」形成に向けた施策の方向性

ここで改めて、第2章でみた本研究における「新たな高齢者の活躍の場＝コミュニティ・プラットフォーム」という仕組みの定義、「地域において、多世代が交わりながら、経済的価値のみならず社会的価値という側面からの利益をも地域社会にもたらすステージ」を確認したい。この定義のもと実施した今年度の各取り組みやそこから敷衍された諸課題を俯瞰すると、「コミュニティ・プラットフォーム」の形成が持つ、より大きな意味が浮かび上がってくる。すなわち、「年齢、縦割りの行政組織、個々の利益…等々の軸で分断された『地域社会』が、新しい形で復活し、ここに参画する自立的・能動的な人々が、必ずしも経済活動には縛られない形で地域貢献（社会貢献）と自己実現を図れるようになる」という意味である。地域社会の崩壊がいわれて久しい現代において、官民一体となってコミュニティ・プラットフォームの形成に取り組むべき理由はここにも求められるだろう。

もっとも、ここまでみてきたように、上記のような意味を持つ「コミュニティ・プラットフォーム」の形成に向けては解決すべき課題が多種多様にある。無論のこと、これらすべてを一気に解決するのは現実的に難しく、また解決のための具体策が見当たらないものもある。ただ、現在の状況や諸制度等を前提にしてもコミュニティ・プラットフォームの形成に向けて官民それぞれが、あるいは双方が連携して具体的に手を打てることはあり、また「カネをかけずにちょっとした工夫で」成し遂げられることも少なくない。さらには、小さな制度変更や新制度整備が条件整備に向けて大きな効果をもたらすようなケースも想定できる。

ここでは上記をふまえ、前項でみた諸課題を解決に導く基本的な方向性として次の4点を考えることとした。すなわち、①「運営主体の形成」、「既存活動の連携・開放」、「資源の効果的活用」の解決につながる「施策の方向性1：民間を活かす（高齢者主導）」、②「運営主体の形成」、「既存活動の連携・開放」、「資源の効果的活用」の解決につながる「施策の方向性2：地域資源を活かす（評価する）」、③「運営主体の形成」、「既存活動の連携・開放」、「既存施策の弾力的運用」の解決につながる「施策の方向性3：連携を形成する（縦割りを排する）」、④「運営主体の形成」、「既存活動の連携・開放」、「資源の効果的活用」、「既存施策の弾力的運用」の総合的解決に資する「施策の方向性4：機会を拡大する（広く周知する）」、である（次頁表参照）。

【表 29】「コミュニティ・プラットフォーム」形成に向けた「課題」と
「施策の方向性」の対応関係

	課題1: 運営主体の形成	課題2: 既存活動の連携・開放	課題3: 資源の効果的活用	課題4: 既存施策の弾力的運用
施策の方向性1: 民間を活かす(高齢者 主導)	○	○	○	
施策の方向性2: 地域資源を活かす(評 価する)	○	○	○	
施策の方向性3: 連携を形成する(縦割 りを排する)	○	○		○
施策の方向性4: 機会を拡大する(広く 周知する)	○	○	○	○

以下では、上記基本的な方向性について概説し、またそれに関連する施策例を整理していくこととする。

施策の方向性1：民間を活かす（高齢者主導）

前項でみた課題のうち、「運営主体の形成」、「既存活動の連携・開放」、「資源の効果的活用」についての解決につながると考えられるのが「民間を活かす（高齢者主導）」という方向性である。

近年の「地域振興策」一般を振り返ると、都道府県・市町村においては、新財源確保を期待して、工場団地、住宅団地、その他の機能を期待する事業誘致等の整備に、公的資金を導入してきたという事実が認められる。そこでは、誘致企業等の活動に、一部制約をつけてはいても、基本的に民間企業の自主的運営が前提になっている。

今回本研究が提言している「コミュニティ・プラットフォーム」の形成についても、行政として工場団地整備事業を行ったように、口は出さずに、場・仕組み等の整備に努力する、言い換えれば、地域社会に根ざす民間（NPO等）や、経験を蓄積し地域を知りこれらを次世代に引き継ぐ意志を持った高齢者個人という「主体」同士の協働を支援し、これらの展開する「活動」の相乗効果や、これらが保有する「資源」の有効活用がもたらされることを促進すべく、「民間を活かす」という方向性をとることが重要である。

もっとも、「コミュニティ・プラットフォーム」が利潤拡大を目指す仕組みではない以上、過去における「地域振興策」で行政が見返りとしての税収増を期待していたようなわけにはいかない。しかしながら今後は「投資額に見合った財政面での歳入増以上という経済価値」以外の価値を、財政が許す範囲で増大させていくことの方が、「地域が甦り、高齢者がいきいきとする」ことに資するであろうことは、これまでみてきたとおりである。

なお、こうした方向性に関連する具体的施策の例としては以下のようなものが考えられる。

- 行政の「未利用施設」等の利用方針立案や管理運営をNPOに任せる
- 地域の高齢者やNPOが主体となって「地域プランづくり（自分たちの地域にとっての「価値」の確認作業）」を行い、行政はこれを踏まえて事業を進める
- 「コミュニティ・プラットフォーム形成事業」を企画オープンコンペで「運営主体」に相応しい民間（NPO）に委託する

施策の方向性2：地域資源を活かす（評価する）

前項でみた課題のうち、「運営主体の形成」、「既存活動の連携・開放」、「資源の効果的活用」についての解決につながると考えられるのが「地域資源を活かす（評価する）」という方向性である。

地域には「叡智と経験を持った高齢者」や「地域のために活動してきた団体等」という活動主体があり、またこれらのネットワークがあり、「うまく機能していない公共施設」という場がある。ただ、実際には行政がこれらに「気付いていない」ケースは少なくない。これらの資源が適切に組み合わせられ、かつ適切なところに資金提供がなされれば、「コミュニティ・プラットフォーム」は形成される方向に向かうはずである。行政はまず各地域におけるこうした地域資源（活動主体や活動のためのネットワーク、活動の場、等）を「発見」する努力をする必要がある。

無論のこと「資源」は発見されるのみならず、評価されなくてはならない。近年、「行政評価」の流れのなかで、少なからぬ行政職員がいわゆる「事業評価シート」を作成し、これをもとにした評価活動を実践していると考えられるが、これらの「資源」評価にもこれらのノウハウや考え方を応用することができるだろう。

上記「施策の方向性1：民間を活かす」を支えるサブシステムとしても、地域における「主体」、「活動」、「資源」をクロスオーバーさせ、そのポテンシャルを最大化させるための「発見」と「評価」のプロセスを通じた「地域資源を活かす」という方向性は、不可欠なものである。

こうした方向性に関連する具体的施策の例としては以下のようなものが考えられる。

- 行政職員が「地域資源」の確認作業を実施し、これをHP等を通じて広く公開する
- 行政HP等の「開放」により、「高齢者自己PR」、「地域のために活動してきた団体等PR」の機会をつくる
- 上記2点を踏まえ、行政として「団体等の評価作業」を行う。これに先立って「格付け」の基準も明らかにしておく

施策の方向性3：連携を形成する（縦割りを排する）

前項でみた課題のうち、「運営主体の形成」、「既存活動の連携・開放」、「既存施策の弾力的運用」についての解決につながると考えられるのが「連携を形成する（縦割りを排する）」という方向性である。

一般に地域には、地域の公益増進を実践している公共機関、民間団体、個人等、多数の主体が存在している。これらがうまく「組む」ことでさらなる公益増進が見込まれるものの、「前例がない」ことや、「棲み分けの必要がある」ことが障害となり、機会損失が生じているという現象は、「官僚」の世界のみならず、社会全般に広く見出すことができる（例えば、ひとつの団体ではできないことが複数の団体が集うことでできるようになるにも関わらず、そのためのきっかけやノウハウがない、等）。また、そもそも公益増進以前の「意思決定の場」がそれぞれに機能しているため、各々の「施策」や「方針・指針」自体が不整合の状態に陥るケースも少なくない。

「コミュニティ・プラットフォーム」は上記のような「障害」、すなわち「主体同士の分断・対立」、「行政の活動や各市民活動の孤立」、「施策の不整合」等があるとうまく作動しない仕組みであるが故、まずは行政において「主体をつなぐ」、「活動をつなぐ」、「施策をつなぐ」ことを目指した連携を形成するという方向性を採ることが不可欠である。

こうした方向性に関連する具体的施策の例としては以下のようなものが考えられる。

○各地域におけるコミュニティ・プラットフォーム形成のためのグランドデザインについて、関連省庁、自治体、地域に根ざすNPO等の活動団体、企業、大学、個人…等々が「対等の立場」として共に考え合うような場を持つ。

施策の方向性4：機会を拡大する（広く周知する）

前項でみた4課題、すなわち「運営主体の形成」、「既存活動の連携・開放」、「資源の効果的活用」、「既存施策の弾力的運用」の総合的解決に資すると考えられるのが「機会を拡大する（広く周知する）」という方向性である。

これまでに社会に流布していた高齢者像、すなわち「高齢者は弱者であり、守るべき存在である」、「高齢者は保守的であり、新しいことへの挑戦意欲はない」という見方は、一部の高齢者の一側面を拡大したに過ぎない「偏見」であると、近年ようやく気付かれつつある。本研究全体を通して、「自分と家族の健康」や、「新たに社会と関わること自体」に不安を感じつつも、「自立して、自分で何かをしたい」という高齢者が多数を占めることが明らかとなった。

「コミュニティ・プラットフォーム」はその存在自体がこうした高齢者のニーズを満たすものであるが、仮に本研究の提言通り「コミュニティ・プラットフォーム」が形成されたとしても、高齢者がそこに関わる機会が増えなければ、本当の意味で「形成された」と評価することはできない。「コミュニティ・プラットフォーム」が本格的なものとして機能するためにも、ここに、あるいは「地域社会」に高齢者が関わる機会を増やすべく、「コミュニティ・プラットフォーム」形成に先立ち、あるいは形成と並行して、関連プログラムの策定やその周知に注力する必要がある。これら関連プログラムの策定や周知による「機会の拡大」という方向性は、高齢者や団体という「主体」や、その主体による「活動」をつないだり、新たにつくったりすることにつながり、また、その基盤として既存「資源」

や既存「施策」のクロスオーバーをももたらすものである。

こうした方向性に関連する具体的施策の例としては以下のようなものが考えられる。

- NPOへのインターンシップや「体験会」の実施
- NPOマネジメント能力向上のための講習会受講料への助成（第3章「NPOにおけるマネジメント能力向上支援」参照）
- 多世代交流の一環としての高校生のひとり暮らし老人訪問活動のシステム化
- 高齢者による地域の歴史の語り部・文化の若年層への伝承を、生涯学習プログラムや小中学校の「総合的な学習の時間」などの機会を活用して実施する（第3章の「語り部養成講座」参照）
- 若年層と高齢者とのメール交換等のための初歩的なIT研修の実施（第3章の「コミュニティ・プラットフォーム構築の実践的取り組み」における「情報サロンの開設」、「インターネット勉強会の開催」参照）
- 地域のアイデンティティや価値を見出すための、「高齢者の記憶」の保存（第3章の「コミュニティ・プラットフォーム構築の実践的取り組み」における「コミュニティ・アーカイブズ作成」参照）